ニュースレター vol.10　2026.6.26

発行:さっぽろ犯罪被害者等援助センター

「犯罪被害者支援を考えるシンポジウム２０２６」開催！

「第５次基本計画」施行を受けて、３つの基本報告と会場発言

札幌の夏を告げる、さっぽろ祭りとよさこいソーラン踊りで賑わう６月 14 日(日)、当法人主催のシンポジウムが開催されました。今回は４月１日に施行された「第５次犯罪被害者等基本計画」で示された、「医療観察法被害者支援施策」の実施・検討をを受けて、３つの基本報告の後、会場発言と質疑応答で参加者からは、「医療観察法の被害者の知る権利を求める活動の軌跡に感銘しました」「加害者も社会的被害者で、共に尊厳が守られる社会を願います」等の感想が寄せられました。



参加者の質問に答える報告者（左から木村理事長、奥野弁護士、賀古センター長）

＜３人の基本報告＞

◎基調報告「医療観察法被害者支援の推移と第５次基本計画」（木村理事長）
◎特別報告「第５次基本計画を踏まえた被害者支援の在り方」（奥野弁護士）
◎特別報告「第５次基本計画を踏まえた医療観察病棟での取り組み」（賀古センター長）



会場発言の西田圭さん

基本報告の後、会場から理事長の実弟木村隆広さん、西田圭さん（北海道交通事故被害者の会）、小野陽江さん（いじめ問題を考える会）の３人人の方からの会場発言がありました。それぞれの立場から犯罪被害者としての生活・精神の困難な状況と連携の必要性が話され、シンポジウムの新たな活動の可能性を示すものとなりました。

会場発言の小野陽江さん



【連絡先】　特定非営利活動法人　さっぽろ犯罪被害者等援助センター

住所：〒０６０－０００４　札幌市中央区北４条西 13 丁目１番地 90
ダイアパレス植物園Ⅲ901 号
Gmail:s.higaisha2022@gmail.com　FAX: 011-272-7188

シンポジウムの基調報告 PP スライド資料











